

◎新潟県告示第303号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

平成29年3月24日

新潟県知事 米 山 隆 一

氏 名	担当する 医療の種類	従事する病院又は 診療所の名称	所在地	辞退 年月日
齋藤 有庸	脳神経外科	齋藤脳神経外科 (齋藤記念病院)	南魚沼市川窪1158番地 (南魚沼市欠之上478番地 2)	H29. 2 . 15